

## 株式会社海外需要開拓支援機構支援基準

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務（例えば、コンテンツ、衣食住関連商品、サービス、先端テクノロジー、レジャー、地域産品、伝統産品、教育、観光等）は海外で高い評価を得ており、海外における需要及び供給の拡大を通じた外需の獲得に繋がる可能性を有している。他方、我が国において、多くの企業は、リスクマネーの不足（リターンが見込まれるものの事業化まで時間がかかる、不確定要素が多くリスクを取る出資性の資金の不足）や事業の海外展開の足がかりとする海外拠点がない等といった理由から事業の海外展開等を通じた外需の獲得には十分に至っていない状況である。このため、機構を通じたリスクマネー供給や助言等の支援を行うことにより、当該支援を受ける民間事業者の事業の海外展開等を促進し外需を取り込むとともに、海外における日本の魅力を高め（ブランド化）、更なる需要を開拓し、日本経済に新たな付加価値を付与し、我が国の経済成長に繋げることが重要である。

このような政策的意義を踏まえ、法第23条に基づき株式会社海外需要開拓支援機構（以下「機構」という。）が対象事業活動支援の対象となる事業者及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を次のとおりに定めることとする。

### 1. 支援の対象となる対象事業活動が満たすべき基準

機構が対象事業活動支援を行おうとする事業者（投資事業を行う組合等を含む。）による対象事業活動（当該事業活動によって支援される事業活動を含む。以下同じ。）は、次の（1）から（3）までのいずれも満たすこととする。

#### （1）政策的意義

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務（例えば、コンテンツ、衣食住関連商品、サービス、先端テクノロジー、レジャー、地域産品、伝統産品、教育、観光等）の海外における需要を開拓するとともに、海外における日本の魅力を高め（ブランド化）、更なる需要を開拓し、日本経済に新たな付加価値を付与し、我が国の経済成長に繋げる等の政策的意義を踏まえたものであること。

#### （2）収益性等の確保

以下の①から③のいずれも満たすこと。

##### ① 適切な執行体制の確保

公的な資金による支援を受けることに鑑み、対象事業活動を効率的・効果的かつ確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たすことが見込まれること。

##### ② 民間事業者等からの資金供給

機構と協調して、民間事業者等から出資等の資金供給が行われること。

③取得する株式等の処分の蓋然性

支援決定を行ってから一定期間以内に、機構が保有する対象事業者に係る株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。

(3) 波及効果

国内産業に裨益し、我が国経済に対して新たな付加価値をもたらすとともに、例えば次のような要素を一つ又は複数有する事業であること。

①様々な企業・業種との連携

海外における消費者に魅力ある商品又は役務を効果的に販売又は提供するため、単独の企業の事業展開ではなく、様々な企業・業種を超えた連携等があること。

②発信力

日本の魅力の発信により、事業を実施する国等の消費者の消費行動に相当程度の影響を与える可能性を有するもの又は、事業を実施する国等に留まらず当該国等を超えた市場への影響力を有するものであること。

③市場開拓の先駆け

未開拓の市場への進出、市場シェアの相当程度の拡大、地域の潜在力ある商品等の事業展開その他の海外における消費者の需要の開拓の先駆けとなるものであること。

④共同基盤

中堅・中小企業や若手クリエイターの個人事業者等が海外への事業展開を目指す場合に、その足がかりとして必要となる共同基盤を提供するものであること。

2. 対象事業活動支援全般について機構が努めるべき事項

対象事業活動支援は必ずしも全ての事業活動が成功するものではないことに鑑み、機構が対象事業活動支援を行うに当たっては、安定的な業務運営を確保する等の観点から必要な事項である次の(1)から(5)について、そのいずれにも努めることとする。

(1) 投資事業全体としての長期収益性の確保

総収入額が、機構の事業期間全体に必要な総支出額を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。

(2) 投資事業全体として分散投資となること

機構の目的の範囲内における投資の中で、適切な分散投資を行うこと。

### (3) 民業補完

- ①民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
- ②機構は、リスクが高く民間のみでは十分な実施が困難な事業に対し、率先してリスクを取って資金供給を行うこと。(他方、民間事業者等との適切なリスク共有にも留意すること。)
- ③民間資金・能力の積極的な活用及び民間主体の資本市場の確立を促進するため、民間事業者等から出資等の資金供給を出来るだけ多く確保すること。

### (4) 民間のノウハウを最大限活用した運用と投資規律の確保

- ①機構の経営体制については、海外市場や流行に通じ事業を見極める機能と事業性を判断する機能のバランスが取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保すること。
- ②保有する対象事業者に係る株式等の適切な処分の時期等を含めた事業計画等を十分に検討するとともに、投資後にはハンズオン支援を含むフォローアップを適切に実施すること。(なお、原則として対象事業活動を行う事業者が事業を主導すること。)
- ③投資事業を行う組合等に対して出資等を行う場合には、当該組合等が政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保するとともに、必要があると認めるときは報告の徴収を行う等適切にフォローアップを行うこと。
- ④個人及び事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ情報公開を一般に行うことで国民に対する説明責任を果たすとともに、機構に出資する国や民間事業者等に必要な説明を行うことにより、その運用の透明性を確保すること。
- ⑤類似の民間事業者の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等を対象事業者の業績と連動させる等、対象事業活動支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う投資執行体制を整備すること。

### (5) 政府の関係施策等との連携

関係省庁、地方公共団体及び政府関係機関、対象事業活動に関連する官民ファンドその他関係者と相互に連携を図りつつ協力し、効率的な役割分担の下で対象事業活動の支援を行うこと。

(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。